

熊谷市農業委員会
第 3 5 回総会議事録

令和 6 年 6 月 2 8 日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第35回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和6年6月28日（金）午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和6年6月28日（金）午後3時00分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
- (2) 現在数 46名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員27名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 38名
- (2) 欠席数 8名

農業委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	欠	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	欠	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏 名	議席	出欠	氏 名
1	出	中嶋 儀臣	1 5	欠	関口 明男
2	出	西田 茂夫	1 6	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	1 7	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	1 8	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	1 9	出	小崎 信明
6	欠	福島 清一	2 0	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	2 1	欠	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	2 2	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	2 3	出	田沼 寛央
1 0	出	漆原 秋夫	2 4	欠	細田 文男
1 1	－	欠 員	2 5	出	森 一男
1 2	出	中島 正樹	2 6	出	中川 登美夫
1 3	出	奥野 進	2 7	出	林 和弥
1 4	欠	小澤 好則	2 8	欠	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

報告事項(5) 時効取得を原因とする農地の権利移転について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第35回総会を開会いたします。 本日、木部会長が欠席のため夏目会長職務代理から御挨拶をいただきます。
夏目会長職務代理	(夏目会長職務代理挨拶)
事務局次長	ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますが本日欠席でございますので、夏目会長職務代理にお願いいたします。
議 長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局次長	本日の出席は、農業委員は19名中17名であります。また、農地利用最適化推進委員については27名中21名でございます。
議 長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 (議長一任の声あり) 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 16番 大野 委員、 17番 水野 委員 をお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。 本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請

議 長	について 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農 用地利用集積計画について 議案第 6 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確 認通知の承認について 以上、6 議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議とし たいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請につい てを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書は 1 ページから 3 ページ、議案書資料については 1 ページか ら 5 ページを御覧ください。また、お手元の黄色の封筒に同封してお ります「新規就農者面談時資料」がございますのでそちらを御覧くだ さい。 概要の説明に先立ちまして、1 点、御報告がございます。議案番号 9 について「取下願」が提出されましたので御報告いたします。 それでは概要の説明に移ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請については、取下 願が提出された議案番号 9 を除き、全 14 件の申請があり、取引額、 現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 議案番号 7、8 の、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ として おり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号ただし書き、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号ハ、農地法施行規則第 16 条第 1 項において、○○○○○ ○であれば農地の権利を取得できると規定されておりますので、許可 要件を満たすと考えております。 また、議案番号 15 の譲受人は新規就農者となりますが、今回取得 予定の農地面積が 1, 000 m²を超える面積であるため、「令和 5 年 4 月以降の新規就農の取扱い」に基づき、本総会にお呼びしておりま す。 地元農業委員との面談結果は「新規就農者面談時資料」のとおりで す。 全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、 機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されて いくものと思われ、農地法第 3 条第 2 項の各号については、全件、許

議 長	(なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 1 号における議案番号 1 5 について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きまして、議案第 1 号における議案番号 9 は、取下願が提出されたたことですので審議から除外いたします。 それでは、先ほど審議をいたしました議案番号 1 5 及び除外いたしました議案番号 9 以外の案件につきまして、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませんか。 田中委員 今回の議案書を見ると狭小な面積での新規就農が多くなっている。転用の際、5 0 0 ㎡を超える部分の残地の処分ではないか。 事務局 御指摘のとおり、今回の議案 1 4 件中 4 件は○○○○○○○○○○○○○○○○取得となっています。農地法改正により、いわゆる 5 反要件が撤廃された中で、書類上問題がなければ上程せざるを得ないものと考えています。 田中委員 そうして手に入れた農地が荒れてしまう心配があるので指導をしっかりとしてもらいたいと思います。 議 長 他に質疑等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 1 号における議案番号 9 及び 1 5 以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。
------------	--

議 長	次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書は 4 ページ、議案書資料は 6 ページを御覧ください。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の 1 件のみでございます。 申請地は既存の〇〇〇〇として利用している土地の一部が農地であることが判明し、是正のため申請するものです。申請地と〇〇〇〇を併せた面積は〇〇〇㎡であり、〇〇〇〇〇㎡を下回ります。農地区分や申請の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書は 5 ページから 10 ページ、議案書資料は 7 ページから 8 ページを御覧ください。 御説明にあたり、議案番号 12 の御審議につきまして、この後御審議いただきます議案第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請と密接に関連するため、つきましては別途の御説明にさせていただきます。 それでは説明に移ります。議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による

議 長	されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、議案番号１２について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号１２について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程します。本案につきましては先ほど議案第３号の議案番号１２で説明のあったとおりとなります。事務局から追加の説明はありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。 【事務局が、議案について概要を説明する。】

事務局	議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。 議案書１２ページから３１ページ、議案書資料９ページを御覧ください。 申請件数は１４１件、２６８筆、３４８，６５８．９４㎡です。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。 また、１，０００㎡未満の新規就農が１件ございます。 以上、御審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （ なしの声 ） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第５号、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （ 挙手全員 ） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 次に、議案第６号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書は３２ページから３３ページを御覧ください。 議案第６号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認については全２件となります。こちらは相続税の納税猶予の適用を受けている農地のうち、猶予期間が〇〇〇〇〇しようとする農地について税務署から依頼を受け、現在の対象農地の利用状況を報告することとなっております。 現地確認を実施した結果につきましては議案書に記載のとおりです。なお、この議決を経た上で行う農業委員会の報告に基づき、税務

事務局	署は本議案の特例農地に対して納税の免除の可否を決定いたします。 説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございません。
議 長	それでは、本案につきまして、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 (なしの声) 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 6 号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項(1)から(5)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。 以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長職務代理、ありがとうございました。 次に次第の 6、その他に移らせていただきます。
事務局	【「地域計画話し合いの日程について」、「中間管理への移行について」説明(農業政策課)。「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」及び「令和 6 年度最適化活動の目標の設定等」の修正について、「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について説明、承認。最適化活動推進月間その 1「農地の適正管理について」の提出依頼及び最適化活動推進月間その 2「空き農業施設等のリストづくり」に対する対象物件掘り起こしを依頼。「全国農業委員会会長大会決議」及び「県農業施策に関する意見に対する対応状況」について説明。「農委だより第 77 号」発行、緑の募金への募金の報告(以上農業委員会事務局)を行う。】

事務局次長	事務局からは以上ですが、ほかに何かありますでしょうか。 （ なしの声 ） それでは、これにて第35回総会を閉会といたします。
-------	---

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主任
主任

内田 佳行
佐藤 雅史
滝口 悠太
吉永 剛

令和6年6月28日

熊谷市農業委員会

会長職務代理 夏目 亮一

署名委員 水野 明

署名委員 大野 隆一